

ケミトックス環境ニュース (Vol. 76)

2026年6月24日
株式会社ケミトックス
村田 夏樹**中鎖塩素化パラフィン (MCCP) の国際規制動向**
RoHS3規制対象候補となっていた中鎖塩素化パラフィン
(MCCP)の最新規制動向**1. はじめに**

中鎖塩素化パラフィン(MCCP)は、可塑剤や難燃剤、防水剤、潤滑剤等の用途で使用される塩素化パラフィン類(CPs)の中で、炭素数 14~17 の構造の化合物を指します。

既報[1]でもお伝えしていた通り、MCCP については、その難分解性・生体蓄積性・毒性への懸念から、以前よりドイツや北欧などの一部の国において規制物質として指定されていました。EU レベルにおいても、テトラブロモビスフェノール A(TBBPA)とともに、長らく RoHS 指令における新たな制限物質の有力候補として欧州委員会による検討が行われていましたが、2024 年 12 月にこの追加提案が正式に廃止されました。これにより、最終的に MCCP は RoHS 指令による制限は受けないかたちに決着したことになります。

しかしながら、この追加提案廃止の背景には、MCCP を RoHS ではなく他の法規制(REACH 規則および POPs 条約)の下で継続的に管理されるのが適当であると判断されていることが、専門家グループの議事録からはうかがえます[2]。

今回は RoHS 指令以外の法規制における MCCP について触れたいと思います。

2. REACH規則におけるMCCP

RoHS 指令の追加提案廃止に先がけ、REACH 規則においては 2021 年 7 月に第 25 次 SVHC(高懸念物質)として Candidate List に追加されています[3]。

これにより、0.1wt%を超える MCCP を含有する成形品の供給者には、消費者に対する情報伝達や当局への届出義務などがすでに発生しています。

3. POPs条約におけるMCCP

2025 年 4 月~5 月にスイスで開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)の第 12 回締約国会議が開催され、MCCP を含む 3 物質群が新たに同条約の附属書 A(廃絶)に追加されることが決定し[4]、2025 年 12 月 16 日の国連事務総長通知によって、附属書改訂が正式に公示されました[5]。規制対象は、「炭素数 14~17 までのものであって塩素

の含有量が全重量の45%以上であるもの」とされています。今後、製造・使用等の廃絶に向けた具体的な取り組みを各国が行っていくこととなります。なお、一部用途に関しては期限付きの適用除外規定が設定されています。

4. 化審法におけるMCCP

日本の化審法では、従来から MCCP は「優先評価化学物質」にカテゴライズされていましたが、POPs 条約への追加という国際的な動きに足並みをそろえるかたちで、MCCP を化審法第一種特定化学物質に指定する方向となっております。具体的には、2025年9月19日に行われた化学物質審議会において、MCCP を第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入及び使用を禁止するのが適切であるとされました[6]。その後のパブリックコメントにおいてもその考えを覆すような意見は出されず、2026年5月19日に改正政令が閣議決定(同月22日公布)され[7]、2026年11月22日に施行される予定です[8]。なお、化審法では POPs 条約と異なり、適用除外規定は設けられない見込みです。これは、国内ではすでに代替物質への切り替えが十分達成されており、適用除外を設けなくとも大きな問題はないという調査結果を反映したものととなります。

5. ケミトックスでのサービス

上記のような動向に基づき、今後は MCCP が製品中に含有されていないことを証明する必要性が高まることが予想されます。

ケミトックスでは提携先試験機関の協力の下、高精度の MCCP 分析サービスを提供しております。規制適合のための分析が必要な際は、ぜひお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

担当: 村田 夏樹

TEL: 03-3786-7800 e-mail: na-murata@chemitox.co.jp

参考資料

[1] ケミトックス環境ニュース(Vol.70)

[2] <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/meetings/consult?lang=en&meetingId=45979&fromExpertGroups=2810>

[3] <https://echa.europa.eu/-/candidate-list-updated-with-eight-hazardous-chemicals>

[4] <https://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP12/tabid/9744/Default.aspx>

[5] https://treaties.un.org/pages/viewdetails.aspx?src=ind&mtdsg_no=xxvii-15&chapter=27&clang=_en

[6] https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/2025_02.html

[7] <https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126059&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126059&Mode=1)

[8] <https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260519001/20260519001.html>